平成24年度 議会改革検討会 行政視察報告書

1 調査期間

平成25年3月25日(月)~3月26日(火)

2 視察都市及び視察事項

期日	視察都市	視察事項
3月25日(月)	豊田市	議会基本条例の運用状況について
3月26日(火)	犬山市	議会基本条例の運用状況について

3 視察者

松 下 賢一郎 (座長)

土屋俊 則・佐藤春雄・佐藤清崇

井 上 裕 介・松長泰幸・柳 田秀憲

有 賀 正 義 ・ 塚 本 昌 紀 ・ 吉 田淳基

4 視察事項の概要

〔豊田市〕

①人口及び面積

422,830人 918.47㎞

②平成24年度一般会計予算 158,600,000千円

③視察事項の事業概要

平成21年5月に豊田市議会基本条例を制定し、その後、同条例の実効性を 高めるため、平成21年度に議会条例検討特別委員会を設置するとともに、議 会運営委員会において活性化策を検討している。

また、平成22年度及び平成23年度に議会活性化の特別委員会を設置し、 豊田市議会基本条例第15条に規定している「市民の議会活動への参画の確保」 を踏まえた取り組みとして、「地域市議会報告会」及び「市民シンポジウム」 を実施するとともに、全市民を対象とした市民意識調査を実施している。具体 的には以下に記載。

[議会報告会]

議会活性化特別委員会において実施要綱案を作成し、同時に実施方法等の検 討を行っている。

平成23年度は、10月と11月の2回開催し、内容としては、議会活性化 の取組みの紹介、9月定例会報告(報告、会場質疑)等について意見交換を実 施。

今後の取組みとして、議員任期4年間で、市内すべての地域自治区単位で実施する予定(12自治区で年3回の開催を4年間)。

実施時期は、予算決算が行われる3月・9月定例会について報告。

報告内容は、定例会で審議した議案を各常任委員会から報告。

企画・決定は議会運営委員会、運営は各常任委員会において取り組むこととして、今後の課題としては、定例会の内容を公平に正しく伝えること。また、開催PR手法を工夫して参加者の増加を図ることなどとなっています。

〔市民シンポジウム〕

議会活性化特別委員会において実施要綱案を作成し、同時に実施方法等の検 討を行っている。

平成24年度から実施しており、11月3日(木・祝)の午後2時から4時まで、豊田産業文化センター・小ホールで市民125名が参加して開催。

内容としては、第1部で「議会基本条例と議会活性化の取り組み」第2部では、「豊田市とゆかりのある4市による議会活性化シンポジウム」と題して、 姫路市・上越市・館林市・豊田市の各議会議員をパネリストとして開催。

今後も、市民とともに考える活動として、年1回以上の開催を規定し、議員研修も兼ねて開催し、テーマも重要課題、重要議案など、担当となる常任委員会の所管事務事項から選定するとしています。

[議員提案による政策的条例づくり]

市民の多様な意見を反映するという議会本来の機能をどのように実現するかが議会にとって大きな課題と捉え、議員による政策立案機能を向上させることにより市民に信頼される存在になり得ること。また、議会自らが条例づくりをすることで、議員の審議能力の向上にもつながるとして、政策的条例づくりに取り組んでいる。

具体的には、住民の視点から市の抱える課題等を鑑み、策定すべき政策的条例のテーマを各会派等で検討した結果、11件の提案がなされ、それぞれ所管の常任委員会で内容を協議検討したところ、「再生可能エネルギー(活用)推進条例」について、平成25年度から特別委員会を設置して、制定に向けた検討を行うとしています。

[犬山市]

- ①人口及び面積 75,702人 74.97 km²
- ②平成24年度一般会計予算 23,775,243千円
- ③視察事項の事業概要

平成22年5月に議会改革推進委員会を設置して、様々な観点から議会改革の検討を進め、平成23年9月定例会において議会基本条例を制定(平成23年10月1日施行)併せて、議会の議決すべき事件を定める条例についても条例制定している。具体的な取組み状況は以下に記載。

〔情報公開の促進〕

平成21年度分から、政務調査費・議長交際費の使途を議会だよりで公表(ホームページではそれ以前から公表)している。

また、議案をホームページで公開(平成23年9月定例会から)、請願をホームページで公開等(平成24年12月定例会から)している。

さらに、常任委員会の視察報告会をユーストリームで中継(平成24年度から)を行っている。

〔議員間討議の促進〕

定例会会期中に議員間討議を行うための議員全員協議会を開催しており、その際、議員の一般質問や上程議案の内容等を協議する議員間討議を全議員で行っている。

また、常任委員会での討議の場を設置している(平成22年9月定例会から)。

[正副議長の選挙]

正副議長の選出に立候補制を導入し、所信表明演説を実施している。

主な規定事項については、立候補にあたっては推薦人を必要とすること。

臨時会開会後の議長選挙前に休憩を取り、休憩中に議場において、候補者の 所信表明を行うとしており、所信表明は届出順で行い、立候補が一人の場合も 行うとしている。

また、選挙においては、どの議員に投票しても法律的には有効投票となるが、 モラルとして、正副議長立候補者の中から投票を行うものと申し合わせている。

〔市民等との意見交換の場の設定〕

大山市議会基本条例では、第6条で「市民への情報公開と意見集約」を規定しており、その際、議会は、市民、市民団体、NPO等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策立案等の機会の拡大を図るとしています。

具体的には、常任委員会ごとに行う意見交換会と全議員で行う意見交換会があり、それぞれ年1回程度開催していくことになっている。

委員会ごとに行う意見交換会については、各常任委員会で検討するとされ、 平成23年度は、民生文教委員会が民生児童委員との懇談会、建設経済委員会 が商工会議所との懇談会を実施している。

全議員で行う意見交換会については、実行委員会を結成し内容の検討を行い、 平成23年度は講演会と分科会の2部構成とし、講演会の講師はネームバリューがある方として「武田邦彦・中京大学教授」を招き「放射能の人体に及ぼす影響」等の講演があり、その後、常任委員会ごとの分科会に分かれてそれぞれのテーマで意見交換を行っている。

また、市民からの意見を聞く場として「オープン議長室」を開設し、毎週月曜日の午後2時から4時まで、議長室を訪れた市民から正副議長が直接意見を聞く機会を設けている。(平成23年度20回・50人、平成24年度28回・60人)

[予算・決算常任委員会の設置]

重要な議案である予算・決算については、常任委員会で審査されることが望ましいとして、議長を除く全議員で構成する「(仮称)予算決算委員会」において、まず全体会として全議員で審査を行い、その後、各常任委員会を分科会として付託して審査をしている。

審査日程は、全体会1日、5分科会でそれぞれ1日とし、予算決算委員会で 各分科会から報告の後、意見・採決を行い、改めて本会議で討論・採決を行っ ている。